

東京都板橋区児童福祉審議会条例施行規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

東京都板橋区長      坂      本      健

東京都板橋区規則第 3 2 号

東京都板橋区児童福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和 4 年板橋区条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 条例第 1 条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

2 条例第 7 条に規定する部会（以下「部会」という。）の会議は、非公開とする。

(議事録)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する委員長（以下「委員長」という。）は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員、臨時の委員等の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事のでん末

2 議事録は、これを公開する。

(部会)

第 4 条 部会は、委員長が指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。

- 3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。
- 6 部会の議事は、その会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 7 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委員等の除斥)

第5条 委員及び臨時の委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。